

大分県業務改善奨励金 申請要領

法人等向け

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

目次

(はじめに)

	ページ
1-1 支給対象事業者の確認	3
1-2 事業収入の減少の確認	4
1-3 奨励金の支給金額の確認	5

(助成金交付決定報告書の提出)

2-1 助成金交付決定報告期限・方法の確認 (県への報告)	6
2-2 助成金交付決定報告のための必要書類の確認	7

(奨励金支給申請書の提出)

3-1 大分県業務改善奨励金支給申請・請求期限・方法・書類の確認(県への申請)	9
3-2 大分県業務改善奨励金支給申請・請求後の流れ等	10

(以下、必要に応じて参照してください。)

4-1 月間事業収入の特例の算定方法	11
A 新規開業特例	12
B 合併特例 (合併した法人)	13
C 連結納税特例 (連結納税している法人)	14
D 法人成り特例 (個人事業者から法人化した法人)	15
E NPO法人・公益法人等特例	18

1-1 支給対象事業者の確認

■ 支給対象事業者

次の（１）から（３）までのいずれの要件も満たす必要があります。

- （１）大分県内に事業所があること
- （２）令和３年７月から令和４年３月の間のいずれかの月（以下「対象月」という。）の月間事業収入が、平成３１年から令和３年のうちから、任意で選択した年（以下「基準年」という。）同月と比較して、３０％以上減少していること
※月間事業収入の算定については、特例を用いることができます。
なお、助成金特例コースの交付対象事業者は、中小企業等最低賃金引上げ対策補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第４条第１項第１号のアに規定する要件に該当することをもって、対象月の月間事業収入が基準年の同月と比較して、３０％減少しているとみなします

（11ページ以降参照）
- （３）令和３年７月１６日から令和４年３月３１日（特例コースは令和４年７月２９日）の間に大分労働局に助成金の交付申請を行い、その交付額確定の通知を受けていること

■ 支給対象外事業者

次の（１）（２）のいずれかに該当する場合は、上記の要件を満たしていても、給付対象外になります。

- （１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- （２）政治活動及び宗教活動を目的とする団体

1-2 事業収入の減少の確認

■ 事業収入の減少の算定方法

< 事業収入の考え方 >

- ・「事業収入」は、法人税法第2条第1項31号に規定する「確定申告書 別表一」における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。
- ・事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国や地方公共団体から支給された給付金などの額を除きます。
- ・なお、助成金特例コースの交付対象事業者は、中小企業等最低賃金引上げ対策補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第4条第1項第1号のアに規定する要件に該当することをもって、対象月の月間事業収入が基準年の同月と比較して、30%減少しているとみなしますので、県奨励金報告時に再度、事業収入減少率を算出する必要はありません。

< 事業収入の減少の考え方 >

- ・平成31年から令和3年のうちから、比較対象として任意に選択した年を「基準年」とします。
- ・令和3年(2021年)7月から令和4年(2022年)3月の間のいずれかの月の月間事業収入が、基準年の同月と比較して、30%以上減少した月のうち、任意に選択した一月を「対象月」とします。

【例】

令和元年 (2019年)		令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)		前々年 同月比	前年 同月比
7月	50万円	7月	20万円	7月	30万円	40%減少	50%増加
8月	50万円	8月	40万円	8月	40万円	20%減少	0%減少
9月	50万円	9月	35万円	9月	35万円	30%減少	0%減少

(考え方)

- ・月間事業収入の比較で、事業収入が減少している令和元(2019)年を「基準年」に選択。
- ・基準年の月間収入については、7月と9月で30%以上減少しているため、任意で選択した月を「対象月」とする。

1-3 奨励金の支給金額の確認

■奨励金額の算定方法

奨励金の支給額は、(1)、(2)の方法で算出された額を合算した額になります。なお、算出された額に千円未満の端数がある場合は、(1)、(2)それぞれで切捨てたうえで合算します。

- (1) 業務改善助成金の対象経費支出額から助成金額を減じて得た額と、助成金コース区分ごとに定められた奨励金上限額とを比較して少ない方の額。
- (2) 助成金の申請にあたって、引上げ後の事業場内最低賃金を定める就業規則やこれに準ずるものの改定等や、助成金交付申請手続きなどのために、社会保険労務士等に支払った報酬額。上限額は10万円です。

■奨励金額の算定方法

従業員15名の飲食業の法人が、100万円（税抜）で教育訓練を実施し、4名の賃金を30円引き上げ、その際、就業規則の改正と国の業務改善助成金の申請のため、社会保険労務士に報酬15.4万円（税込）を支払った場合

- (1) 国業務改善助成金 $100\text{万円} \times 4/5 = 80\text{万円} > \text{上限額 } 70\text{万円}$
奨励金対象額 $100\text{万円} - 70\text{万円} = 30\text{万円}$
奨励金上限額 $17.5\text{万円} < \text{奨励金対象額 } 30\text{万円}$
奨励金支給額 17.5千円
- (2) 社会保険労務士に支払った報酬（免税事業者等でない場合）
報酬額（税抜） 14万円
奨励金上限額 $10\text{万円} < \text{報酬額 } 14\text{万円}$
奨励金支給額 10万円

奨励金支給額 (1) + (2) = 27.5千円

2-1 助成金交付決定報告期限・方法の確認（県への報告）

■助成金交付決定報告期限・方法

●報告期限

令和4年10月31日（月）までに報告してください。

●報告方法

① 大分県庁ホームページからのオンライン報告

特例コース以外の場合

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/5P5yDABf>



特例コースの場合

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/5u9spzcn>



<オンライン報告の場合の注意事項>

- ※ データの保存形式はpdf、csv、txt、bmp、gif、jpeg、jpg、png、tif、tiff、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx となります。
- ※ ファイルの容量は1ファイルにつき10MB、合計20MBまでとなりますので、容量をオーバーする場合はファイルの圧縮をお願いします。
- ※ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でも提出いただけますが、文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付をお願いします。

② 郵送による報告

- ・ 報告書類を次の宛先に1部郵送してください。（期限当日の消印有効）

なお、持参による書類提出は、原則として受け付けていません。

<宛先> 〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県雇用労働政策課 労働相談・啓発班

2-2 助成金交付決定報告のための必要書類の確認

■助成金交付決定報告書類の種類（1 / 2）

●申請書類

以下の書類の提出が必要です。

◎ 助成金交付決定報告書（第1号様式） ※オンライン申請の場合は画面に入力

（添付書類）※添付書類は写しで結構です。

①助成金交付決定通知書の写し

②助成金交付申請書及び申請書に添付した国庫補助金所要額調書及び事業実施計画書の写し
（事業実施計画書3（1）イ⑤に記載する引上げ額該当者を任意様式で提出場合はその様式も添付）

③助成金交付申請書に添付した事業活動の状況に関する申出書の写し及び申出書に添付した
A欄からC欄の数値を証する書類の写し(特例コースの場合のみ)

④履歴事項全部証明書の写し

※3ヵ月以内に発行されたもので、発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出
してください。（法務局で取得、同局のホームページからオンライン請求可能）

⑤基準年の確定申告書類の写し（特例コースの場合は不要）

・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書の控え（両面）

※確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印(税務署等で e-Tax により申告した場合は、
受付日時が印字)されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付することが必
要です。

<例外>

・收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、次のいずれかの書類等で代替
することができます。

ア 当該事業年度の確定申告で申告した若しくは申告予定の月次の事業収入を証明で
きる書類であって、税理士による押印又は署名がなされたもの（様式自由）

イ 税務署にて確定申告書を閲覧し、撮影又はスキャンしたデータ

■助成金交付決定報告書類の種類（2 / 2）

- ⑥対象月（令和3年7月から令和4年3月のいずれかの月）の売上げ台帳等の写し
（特例コースの場合は不要）
- ・基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
 - ・提出するデータが対象月の事業収入であること、及び対象月の事業収入の合計額が明記されている必要があります。「令和3年●月」と対象月を明確に記載するとともに、合計額にはマーカー等で印を付ける等の対応を行ってください。
- ⑦助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる契約書等の写し
- ⑧誓約・同意書（第2号様式） ※オンライン申請の場合は画面に入力
- ⑨その他知事が必要と認める書類
※月間事業収入の比較算定に特例を用いた場合は、別途添付書類が必要です。
（11 ページ以降参照）
- ※様式が必要な場合は、県庁ホームページからダウンロードしてください。

■奨励金支給申請・請求の期限・方法

●申請・請求期限

令和4年12月28日(水)までに請求してください。

注) 大分労働局に助成金の実績報告を提出し、大分労働局長からの交付額確定の通知を受けなければ、県に助成金交付決定報告書を提出していても、本奨励金の請求はできません。

●申請方法

① 大分県庁ホームページからのオンライン申請

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SMjuoXNk>



システム更新のため、この URL 等が使用できるのは9月30日までです。

10月1日以降の新しい URL は、ホームページで公開しますのでご確認ください。

<オンライン申請の場合の注意事項>

- ※ データの保存形式は pdf、csv、txt、bmp、gif、jpeg、jpg、png、tif、tiff、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx となります。
- ※ ファイルの容量は1ファイルにつき10MB、合計20MBまでとなりますので、容量をオーバーする場合はファイルの圧縮をお願いします。
- ※ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でも提出いただけますが、文字が読み取れるよう鮮明な写真の添付をお願いします。

② 郵送による申請

- ・申請書類を次の宛先に1部郵送してください。(申請期限当日の消印有効)

なお、持参による提出は、原則として受け付けていません。

<宛先> 〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県雇用労働政策課 労働相談・啓発班

●必要書類

- ①助成金額の確定通知書の写し
- ②助成金実績報告書及び報告書に添付した国庫補助金精算書及び事業実施結果報告の写し
(事業実施結果報告に任意様式の書類(労働者の名簿等)を添付した場合はその様式も添付)
- ③助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる領収書又は請求書の写し
- ④その他知事が必要とする書類

3-2 大分県業務改善奨励金支給申請・請求後の流れ等

■申請後の流れ

- ・申請の内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
- ・不明な点が発生した場合、申請書に記載の連絡先に電話又はEメールで確認させていただきます。
- ・申請内容に不備等が無ければ、速やかに大分県名義にて申請された銀行口座に振り込みを行います。
- ・なお、振り込みとあわせて給付通知は発送しませんので、予めご了承ください。

■不正受給時の対応

- ・提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。
 - ① 既に奨励金が支払われている場合は、返還請求。
 - ② 必要に応じて申請者の法人名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

※申請に必要な手続は以上です。

4-1 月間事業収入の特例の算定方法

通常の月間事業収入の算定方法では、不都合が生じる場合で、A～Eのいずれかに該当する事業者については、特例の算定方法を用いることができます。

通常の申請に必要な書類に加え、それぞれの特例で指定する書類とあわせて申請してください。

<共通必要書類> ※詳細は P.7-8 を参照

●特例の種類

A	新規開業特例 → P.12 参照 平成31年1月から令和3年6月までの間に設立した法人に対する特例
B	合併特例 → P.13 参照 令和元年7月以降に合併した法人に対する特例
C	連結納税特例 → P.14 参照 連結納税を行っている法人に対する特例
D	法人成り特例 → P.15～17 参照 令和元年7月以降に個人事業者から法人化した法人に対する特例
E	NPO法人・公益法人等特例 → P.18 参照 特定非営利活動法人及び公益法人等に対する特例

A 新規開業特例

平成31（2019）年1月から令和3（2021）年6月までの間に法人を設立した事業者は、次の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場合に限り、新規開業特例の算定式を適用することができます。

●適用条件

法人を設立した年を基準年とした上で、令和3年7月から令和4年3月までのいずれかの月（対象月）の月間事業収入が、基準年の月平均の事業収入に比べて30%以上減少していること。 ※設立月は操業日数にかかわらず1か月とみなします。

■追加必要書類

① 基準年の事業収入がある月を含む事業年度の確定申告書類

- ・確定申告書別表一の控え
- ・法人事業概況説明書の控え（両面）

※法人設立後最初の事業年度が終了していない事業者の場合は、設立年の設立後の各月（設立月を含む）の売上台帳等

② 対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の売上台帳等

【例】令和元（2019）年10月20日に開業

令和元（2019）年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
									20	60	40

令和3年（2021）年

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
20	30	20	30	20	30	20	25	50	50	50	50

基準年の月平均事業収入 = $(20 + 60 + 40) \text{万円} \div 3 \text{ヶ月} = 40 \text{万円/月}$
※開業月は操業日数にかかわらず1か月とみなす

対象月の事業収入 = 25万円

減少額 40万円 - 25万円 = 15万円

減少率 37.5%で、30%以上減少しているので、支給対象事業者になります。

B 合併特例（合併した法人）

令和元（2019）年7月以降に合併した事業者は、次の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場
合に限り、合併特例の算定式を適用することができます。

●適用条件

合併後の法人における令和3年（2021）年の対象月の月間事業収入が、合併前の各法人における基準
年の同月の月間事業収入の合計と比べて30%以上減少していること。

ただし、令和元（2019）年、令和2（2020）年、令和3（2021）年の各年の7月から各年翌年3月
の間に合併した場合、合併した月の月間事業収入は、合併前の各法人と合併後の法人の月間事業収入
の合計を用いることができます。

また、令和4（2021）年4月以降に合併した場合、対象月の月間事業収入は、合併前の各法人の月間
事業収入の合計を用いることができます。

なお、令和元（2019）年7月から令和3（2021）年6月までの間に合併した場合は、新規開業特例
を選択することもできます。

■追加必要書類

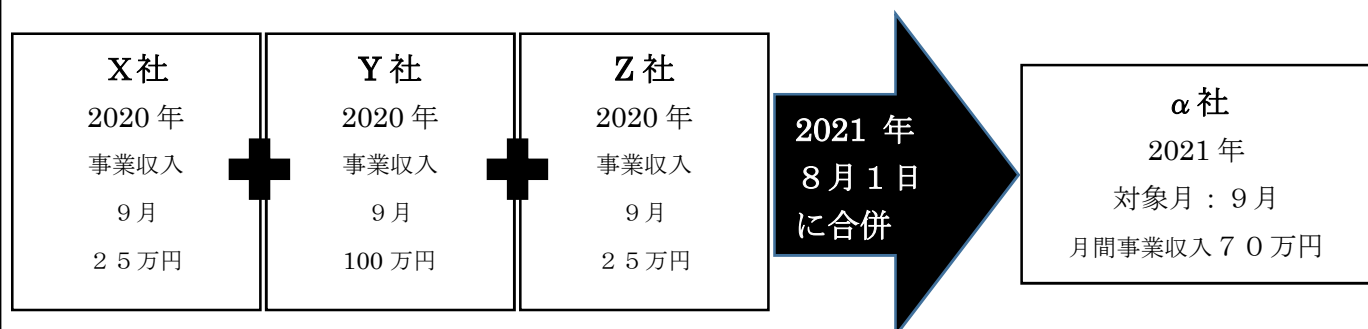
<合併前の各法人に係るもの>

- ① 基準年の7月～12月、1月～3月の間を含む事業年度の確定申告書類
 - ・確定申告書別表一の控え
 - ・法人事業概況説明書の控え（両面）

<合併後の法人に係るもの>

- ② 対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の売上台帳等

【例】令和3（2021）年8月にX社とY社とZ社が合併してα社になった場合（令和2（2020）年を
基準年と選択）



X社とY社とZ社の基準年の9月の事業収入の合計 = 150万円

α社の令和3年（2021）年の対象月の事業収入 = 70万円

減少額 150万円 - 70万円 = 80万円

減少率 53.3%で、30%以上減少しているので、支給対象事業者になります。

C 連結納税特例（連結納税している法人）

連結納税している法人は、個別法人ごとに申請の要件を満たす場合、各法人がそれぞれ申請を行うことができます。

■追加必要書類

- ① 基準年の7月から12月、基準年翌年1月から3月の間を含む事業年度の確定申告書類
 - ・連結法人税の個別帰属額等の届出書の控え
 - ・法人事業概況説明書の控え（両面）
- ② 対象月（令和3年7月から令和4年3月までの間のいずれかの月）の売上台帳等

【例】親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

子会社Aと子会社Bが申請の要件を満たしていない場合、給付対象外となるものの、子会社Cと子会社Dが要件を満たしている場合、C社とD社それぞれについて必要書類を準備したうえで、それぞれの会社について申請を行うことができます。

D 法人成り特例（個人事業者から法人化した法人）

申請時点では法人であるが、令和元（2019）年8月以降に個人事業者から法人化したため、書類の一部が個人事業者として作成されている場合であって、以下の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場合に限り、法人成り特例の算定式を適用することができます。

●適用条件

法人化後の法人における対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の月間事業収入が、法人化前の個人事業者における基準年の同月の月間事業収入と比べて30%以上減少していること。

ただし、令和元（2019）年、令和2（2020）年、令和3（2021）年の各年の7月から各年の翌年3月の間に法人化した場合、法人化した月の月間事業収入は、法人化前の個人事業者と法人化後の法人の月間事業収入の合計を用いることができます。また、令和4（2021）年4月以降に法人化した場合、対象月の月間事業収入は、法人化前の個人事業者の月間事業収入を用いることができます。なお、令和元年(2019)年7月から令和3（2021）年6月までの間に法人化した場合は、の新規開業特例を選択することもできます。

■追加必要書類

<法人化前の個人事業者に係るもの>

① 基準年の確定申告書類

- ア) 青色申告の場合：確定申告書別表一の控え、所得税青色申告決算書（P1,2）の控え
- イ) 白色申告の場合：確定申告書別表一の控え

<法人化後の法人に係るもの>

- ② 対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の売上台帳等
- ③ 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書

例) 2021年8月10日に法人化を行った場合の給付額の算定（基準年を2020年とする場合）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2020年	40	30	20	20	20	20	20	25	30	20	20	20
2021年	20	10	20	20	10	10	20	10	10			

A：法人化前の基準年の9月の事業収入 = 30万円

B：法人化後の2021年の対象月の事業収入 = 10万円

減少額 30 - 10 = 20万円

減少率 66.7%で30%以上減少しているので、支給対象事業者になります。

D 法人成り特例（個人事業者から法人化した法人）

●法人設立届出書

- ・「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。
- ・收受日付印が押印（e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

		法人設立届出書		※ 整理番号
		本店又は主たる事務所の所在地	〒	
税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。		税 地	〒	
		(フリガナ) 法 人 名		
		法 人 番 号		
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		

收受日付印が押印されていること。

「設立年月日」が2019年7月以降であること。

設立年月日	平成・令和 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成・令和 年 月 日
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又	支店・出張	名 称	所 在 地

「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。

設立の形態	① 個人企業を法人組織とした法人である場合(税務署) (整理番号:) ② 合併により設立した法人である場合 ③ 新設分割により設立した法人である場合 (□分限型・□分社型・□その他) ④ 現物出資により設立した法人である場合 ⑤ その他()		
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適 格 ・ そ の 他	添付書類	
事業開始(見込み)年月日	平成・令和 年 月 日	1 定款等の写し 2 その他 ()	
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無		
関与税理士	氏 名		
	事務所所在地	電話() -	
税理士署名押印			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			番号
			入力
			名簿
			通信日付印
			年月日
			確認印

(規格A4)

01.06 改正

E NPO法人・公益法人等特例

特定非営利活動法人（NPO 法人）及び公益法人等（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）であって、以下の適用条件を満たし、かつ必要書類を提出する場合に限り、NPO 法人・公益法人等特例の算定式を適用することができます。

※本特例を用いる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

●適用条件

対象月（令和3年7月から令和4年3月までの間のいずれかの月）の月間事業収入が、基準年の同月の月間事業収入と比べて30%以上減少していること。

※事業収入は、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収入に当たる金額（以下「寄付金等」という。）を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。ただし、特定非営利活動法人のうち、寄付金等が事業活動と密接に関係しており、経常収益額の50%以上である場合は寄付金、助成金、補助金による収入を含めることができる。

※月次の事業収入を確認できない場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の事業年度（対象月の属する事業年度の1事業年度前又は2事業年度前から選択。以下「基準年度」という。）の月平均の事業収入と対象月の事業収入を比較することとする。

※平成31（2019）年1月から令和3（2021）年7月までの間に公益法人等を設立した（*1）場合であって、公益法人等を設立した（*1）事業年度を基準年度とする場合には、基準年の年間事業収入を基準年の設立後月数（公益法人等を設立した（*1）日の属する月から同年12月までの月数とし、公益法人等を設立した（*1）日の属する月も運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）で除して得た額と対象月の月間収入を比較することとする。

*1 NPO 法人の場合は「特定非営利活動法人の設立の認証を受けた」と読み替えることとする。

■追加必要書類

① 基準年の7月から基準年翌年3月の間を含む事業年度の年間事業収入が確認できるもの

※ただし、当該事業年度の年間事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な理由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の1事業年度前の年間事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。

② 対象月（令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月）の売上台帳等

（必要書類のうち履歴事項全部証明書を提出できない場合）

③ 根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等

年間事業収入が確認できる書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書

■法人税法別表第二に該当する法人は、下表の通りです。

No.	名称	備考
1	委託者保護基金	
2	一般財団法人	(非営利型法人に該当するものに限る。)
3	一般社団法人	(非営利型法人に該当するものに限る。)
4	医療法人	(医療法第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)
5	外国人技能実習機構	
6	貸金業協会	
7	学校法人	(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)
8	企業年金基金	
9	企業年金連合会	
10	危険物保安技術協会	
11	行政書士会	
12	漁業共済組合	
13	漁業共済組合連合会	
14	漁業信用基金協会	
15	漁船保険組合	
16	勤労者財産形成基金	
17	軽自動車検査協会	
18	健康保険組合	
19	健康保険組合連合会	
20	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	
21	原子力発電環境整備機構	
22	高圧ガス保安協会	
23	広域的運営推進機関	
24	広域臨海環境整備センター	
25	公益財団法人	
26	公益社団法人	
27	更生保護法人	
28	小型船舶検査機構	
29	国家公務員共済組合	
30	国家公務員共済組合連合会	
31	国民健康保険組合	
32	国民健康保険団体連合会	
33	国民年金基金	
34	国民年金基金連合会	
35	市街地再開発組合	
36	自動車安全運転センター	
37	司法書士会	
38	社会福祉法人	

39	社会保険労務士会	
40	宗教法人	
41	住宅街区整備組合	
42	酒造組合	
43	酒造組合中央会	
44	酒造組合連合会	
45	酒販組合	
46	酒販組合中央会	
47	酒販組合連合会	
48	商工会	
49	商工会議所	
50	商工会連合会	
51	商工組合	(組合員に出資をさせないものに限る。)
52	商工組合連合会	(会員に出資をさせないものに限る。)
53	使用済燃料再処理機構	
54	商品先物取引協会	
55	消防団員等公務災害補償等共済基金	
56	職員団体等	(法人であるものに限る。)
57	職業訓練法人	
58	信用保証協会	
59	生活衛生同業組合	(組合員に出資をさせないものに限る。)
60	生活衛生同業組合連合会	(会員に出資をさせないものに限る。)
61	税理士会	
62	石炭鉱業年金基金	
63	船員災害防止協会	
64	全国健康保険協会	
65	全国市町村職員共済組合連合会	
66	全国社会保険労務士会連合会	
67	損害保険料率算出団体	
68	地方競馬全国協会	
69	地方公務員共済組合	
70	地方公務員共済組合連合会	
71	地方公務員災害補償基金	
72	中央職業能力開発協会	
73	中央労働災害防止協会	
74	中小企業団体中央会	
75	投資者保護基金	
76	独立行政法人	(別表第一に掲げるもの以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)
77	土地改良事業団体連合会	

78	土地家屋調査士会	
79	都道府県職業能力開発協会	
80	日本行政書士会連合会	
81	日本勤労者住宅協会	
82	日本公認会計士協会	
83	日本司法書士会連合会	
84	日本商工会議所	
85	日本消防検定協会	
86	日本私立学校振興・共済事業団	
87	日本税理士会連合会	
88	日本赤十字社	
89	日本電気計器検定所	
90	日本土地家屋調査士会連合会	
91	日本弁護士連合会	
92	日本弁理士会	
93	日本水先人会連合会	
94	認可金融商品取引業協会	
95	農業共済組合	
96	農業共済組合連合会	
97	農業協同組合中央会	
98	農業協同組合連合会	(医療法第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)
99	農業信用基金協会	
100	農水産業協同組合貯金保険機構	
101	負債整理組合	
102	弁護士会	
103	保険契約者保護機構	
104	水先人会	
105	輸出組合	(組合員に出資をさせないものに限る。)
106	輸入組合	(組合員に出資をさせないものに限る。)
107	預金保険機構	
108	労働組合	(法人であるものに限る。)
109	労働災害防止協会	